

「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」

の見直しについて

1 これまでの経緯と見直しの背景

福島県は、災害発生時に動物の所有者等への支援と被災動物の救護を迅速かつ円滑に行うため、平成19年5月に「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」、を策定したが、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、「福島県地域防災計画」（別記抜粋参照）及び「福島県動物愛護管理推進計画」が改定されたことから、本マニュアルについても平成27年7月に改正した。

2 主な改正点

（1）救護対策に必要な施設の確保

市町村等と連携しながら指定避難所や犬・猫保護管理センター等に被災動物（ペット）の保護收容のために必要となる施設の確保を図る。

（2）「福島県動物救護本部」の設置

災害の状況から長期間の災害対策を講ずる必要があると認めた場合は、福島県、中核市（郡山市、いわき市）、（公社）福島県獣医師会及び福島県動物愛護ボランティア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、組織的に継続して被災動物の保護收容（被災ペット用シェルター設置）及び飼養管理の支援など必要な動物救護活動を行うとともに、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部に対し、災害時の動物救護対策の協力を要請する。

（3）関係自治体・団体との連携体制の構築

県は、災害発生時に動物の緊急保護が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から各種会議等を通じ市町村等行政機関との連携、並びに（公社）福島県獣医師会及び動物愛護ボランティア団体等との連携協働、他の都道府県や中核市との相互援助について連携体制を確立する。

（4）市町村に対する要請

県は災害発生に備え、市町村に対し、指定避難所におけるペットの保管施設の整備について配慮するよう要請する。

災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル

第 1 目的

地震、大雨、台風、雪害、津波等の自然災害、大規模な事故等の大規模災害発生時には、災害による負傷動物や逸走動物の発生、さらに被災者が動物を伴って避難所に避難してくることが想定される。

県は、「福島県地域防災計画」(別記抜粋参照)に基づき、被災者及び被災動物(ペット)の安全・安心の確保の観点から、災害発生時に備え平常時体制の整備に努めるとともに、災害発生時には関係機関と連携を図り、動物の所有者又は占有者(以下、「所有者等」という。)への支援と被災動物の保護管理を迅速かつ円滑に行うために本マニュアルを策定する。

第 2 災害時対策

1 県の災害時救護対策

(1) 保健福祉事務所の対応

ア 被害状況等の確認と報告

保健福祉事務所長は、災害発生時には、直ちに被害状況、避難所の設置状況と動物(ペット)の同行避難状況、及び必要物品の把握等を行い、食品生活衛生課長に報告する。

イ 保護器材等の送付

食品生活衛生課長から指示を受けた、保健福祉事務所長は、直ちにペットフード、ケージ等の保護器材等を被災地に送付する。

ウ 被災動物(ペット)の救護

保健福祉事務所長は、放置動物等の保護にあたるとともに、公益社団法人福島県獣医師会(以下、(公社)福島県獣医師会という。)の協力を得ながら、負傷動物の治療にあたる。

エ ペットフード等の提供

保健福祉事務所長は、同行避難した動物(ペット)の所有者等に対し、被災地市町村の災害対策本部の要請に応じ、県が備蓄しているペットフードや飼育用品の提供及びケージ等の貸し出し等を行う。

オ 救護対策に必要な施設の確保

保健福祉事務所長は、市町村等と連携しながら指定避難所や犬・猫保護管理センター等に被災動物(ペット)の保護収容のために必要となる施設の確保を図る。

カ 被災地市町村との情報交換と連携

保健福祉事務所長は、市町村災害対策本部と情報交換を行い、連携しながら被災動物(ペット)の救護や指定避難所等での支援にあたる。

キ 一時保護預かりと譲渡支援

保健福祉事務所長は、市町村災害対策本部と連携し、災害のために飼養継続が困難となった動物及び所有者等が一時的な保護預りを希望する動物については、一定期間保護収容し、所有者等の安心を確保するとともに、災害対策を見極めた上で、所有者等へ返還又は譲渡支援により新たな飼い主を探す。

ク 動物の健康相談と支援

保健福祉事務所長は、市町村災害対策本部と連携し、（公社）福島県獣医師会と協力しながら、指定避難所において同伴動物が健康を保持し、適正飼養されるよう動物の健康相談等の支援を行う。

ケ 仮設住宅等での動物飼育支援

保健福祉事務所長は、被災地市町村及び（公社）福島県獣医師会と協力しながら、仮設住宅等で被災者が適正な管理のもとに、動物と一緒に生活ができるよう支援を行う。

コ 「ペット動物救護対策班」の設置

保健福祉事務所長は、災害の状況から必要と認められた場合は、災害対策地方本部の保健福祉班の中に「ペット動物救護対策班」を組織して円滑・迅速な業務の遂行にあたる。また、災害規模に応じて、食品生活衛生課長と協議を行い、食品生活衛生課長を通じて国、他自治体及び関係団体等へ必要な協力を要請する。

サ 特定動物飼養者及び動物取扱業者に対する対応

(ア) 保健福祉事務所長は、特定動物等の飼養状況・被害状況について確認し、逸走防止及び人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために適正飼養の指導・支援を行う。

(イ) 保健福祉事務所長は、飼養者等からの通報または監視により、特定動物が逸走したことを確認した場合は、直ちに食品生活衛生課長、地元市町村、警察署、消防署等に通報すると同時に、周辺住民に周知し動物による危害の発生を防止する。また、通報を受けた食品生活衛生課長は、猟友会に対して、当該動物の捕獲協力を要請する。

(ウ) 保健福祉事務所長は、逸走した特定動物の捕獲が困難と判断され、人の生命・身体又は財産を侵害すると認められた場合は、当該動物を殺処分する等必要な措置を命ずる。

(2) 食品生活衛生課の対応

ア 被害状況の確認と必要な器材等の確保

食品生活衛生課長は、各保健福祉事務所長からの被害状況等報告をもとに職員の配置や保護器材等の送付等について指示を行う。また、被災動物（ペット）の緊急保護に必要な器材等を確保する。

イ 国、市町村等との連絡調整

食品生活衛生課長は、災害の規模、範囲、被害の状況、救護対策の内容等を検討し、必要に応じ、国、他自治体、市町村、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア団体等との連絡調整を行う。

ウ 「福島県動物救護本部」の設置

食品生活衛生課長は、災害の規模等から必要があると認めた場合は、福島県、中核市（郡山市、いわき市）、（公社）福島県獣医師会及び福島県動物愛護ボランティア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、組織的に継続して被災動物（ペット）の保護収容（被災ペット用シェルター設置）及び飼養管理の支援など必要な動物救護活動を行うとともに、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部（以下、（一財）全国緊急災害時動物救援本部という。）に対し、

災害時の動物救護対策の協力を要請する。

2 動物の所有者等の災害時対応

(1) 動物（ペット）の同行避難及び管理

動物の所有者等は、災害発生時の避難の際は、可能な限り動物（ペット）の同伴に努め、やむを得ず同伴できない場合は、動物愛護の観点から災害発生直後の緊急時を除き、長期にわたり動物を放置することがないように努めること。

(2) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条で定める動物）の飼養者又は動物取扱業を営む者（以下、特定動物飼養者等という。）の対応

ア 特定動物飼養者等は、直ちに施設の安全確認と動物の確認を行い、施設に補修が必要と認められた場合には応急処置を行い、動物の逸走等を防止すること。施設に問題が無い場合は、危害防止及び動物の健康管理に留意しながら適正に管理を行うこと。

イ 特定動物飼養者は、特定動物が逸走した場合は、直ちに保健福祉事務所に通報すること。

ウ 特定動物飼養者は、地元市町村、猟友会、警察署、消防署等の協力を得ながら特定動物の捕獲を試みるとともに、周辺住民への周知を行い動物による危害の発生を防止すること。

エ 逸走動物の捕獲が困難な場合は、動物の行動を監視しながら、人の生命・身体及び財産の侵害を防止する観点から、逸走動物の処置について関係機関と協議し迅速に対応すること。

第3 平常時対策

1 県の対応

(1) 動物の所有者等に対する啓発・指導

ア 県は、平常時から家庭動物（愛がん又は伴侶並びに情操の涵養及び生態観察のために飼養及び保管される動物）の所有者等に対して動物の適正飼養管理や動物由来感染症の啓発・指導及び災害発生時の備え等について、第2の2の(1)及び第3の2の内容を啓発するとともに、飼い犬のしつけ方教室や動物愛護のつどい、小学校への獣医師派遣事業等を通し、人と動物のより良い関係づくりの推進を図る。

イ 動物取扱業者及び特定動物飼養者に対しては監視指導、講習会等を通じ適正飼養管理の徹底と災害発生時の対応について、第2の2の(2)及び第3の3の内容を指導する。

(2) 関係自治体・団体との連携体制の構築

県は、災害発生時に動物の緊急保護が迅速かつ円滑に実施できるよう、各種会議等を通じ、市町村等行政機関との連携、(公社)福島県獣医師会及び動物愛護ボランティア団体等との連携協働、並びに他の都道府県や中核市との相互援助について連携体制を確立する。

(3) ペットフード等の備蓄

ア 食品生活衛生課長は、災害発生時における被災動物（ペット）の緊急保護のため、県北、県中、県南、会津、相双の各地区犬・猫保護管理センターを所管

する保健福祉事務所にペットフード、ケージ等の保護器材等を備蓄し、被災時備蓄用餌、飼養施設消毒薬、手指消毒薬、動物保護用麻酔薬等の有効期限（使用期限）を有するものについては計画的に更新する。

イ 食品生活衛生課長は、動物の飼養状況、他県等での災害発生時の動物の緊急救護事例等を踏まえ、保護器材等の内容と確保について必要に応じ見直しを行う。

ウ 県北、県中、県南、会津、相双の各保健福祉事務所長は、配置された保護器材等の保管管理を適正に行うこと。

2 家庭動物の所有者等の対応

(1) 動物の所有者等は、同行避難の際もケージに入っているようクレートトレーニングを行う他、犬については最低限のしつけとして、「待て」、「来い」の号令に従い、他の人や動物等に過度に反応しない、むだ吠えをしない等のしつけを行うこと。また、猫については、不慮の事故防止や、速やかな同行避難ができるよう、屋内飼養に努めること。

(2) 避難生活時に動物間の感染を予防するため、日頃から寄生虫の駆除やワクチン接種を行っておくこと。また、避難生活時のみならず、日常飼養時にもメリットが大きいことから、不妊去勢手術を行っておくこと。

(3) 平常時から感染症予防と健康管理のために必要な動物由来感染症に関する知識を習得しておくこと。

(4) 動物の所有者等は、万一動物が逸走した場合でも動物の所有者等が確認できるよう、平常時から名札やマイクロチップ等の装着に努めること。また、生後91日以上の犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票を必ず装着すること。

(5) 動物用避難用品の備蓄

ア 必要なもの

(ア) リード（引き綱）、(イ) 飲用水とペットフード（最低3日分）、(ウ) 食器（割れないもの）、(エ) 排泄用品（糞処理用袋、糞取りスコップ、ペットシート、消臭スプレー等）、(オ) 常備薬と救急用品、(カ) キャリーバッグ

イ あると便利なもの

(ア) タオル（飼い主の匂いのついたバスタオルのようなものもあった方がよい）、(イ) ペーパータオル等、(ウ) ゴミ袋、(エ) 動物の手入れ用品、(オ) ケージ、(カ) サークル、(キ) 遊び慣れたおもちゃ

ウ 動物の情報（下記参照）を記した手帳等

(ア) 動物の特徴（種類、性別、毛色、生年月日、その他身体特徴）、(イ) 名前、(ウ) 登録（犬鑑札）番号、(エ) 狂犬病予防注射済票番号、(オ) ワクチン接種履歴、(カ) 病歴や処方薬（食）、(キ) その他首輪の色等の特徴、

(ク) 動物の写真、(ケ) 飼い主の氏名、住所、連絡先電話番号等

(6) 動物を屋外で飼養する場合は、地震発生時を想定し、落下物や塀の倒壊等のおそれの無い安全な場所で飼養すること。

3 特定動物の飼養者及び動物取扱業を営む者の対応

(1) 施設の保安全管理責任者を明確にし、施設の施錠・鍵の確認等及び施設の安全確認を行うとともに、動物の逸走等の防止に努めること。確認の結果、補修が必要

と認められた場合は、直ちに改善を図ること。

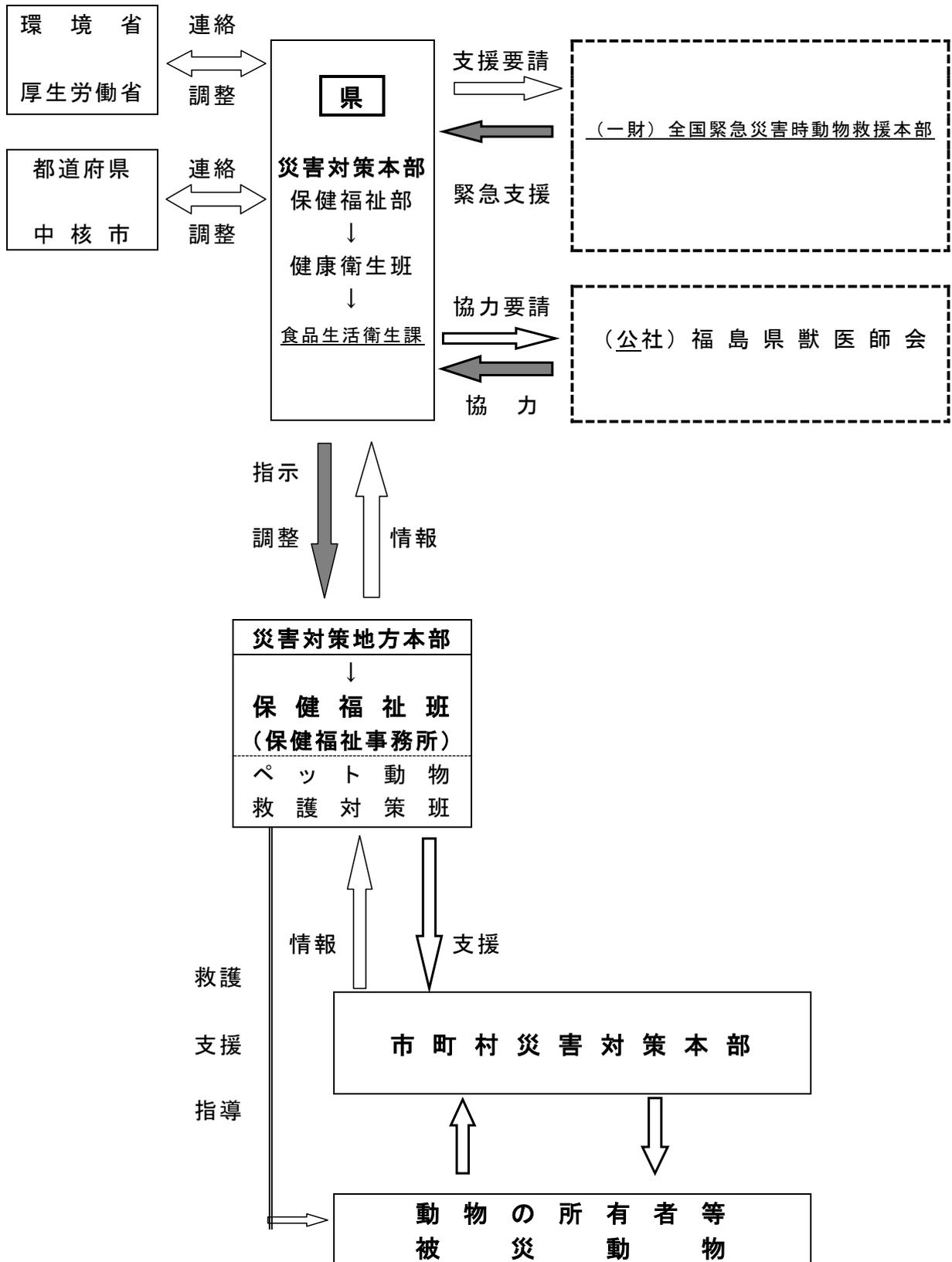
- (2) 動物用の捕獲用具、逸走時使用器材、備蓄餌・飲用水等の点検整備を行うとともに、捕獲用具等についてはその使用方法を熟知しておくこと。
- (3) 動物逸走時の対応、緊急連絡体制、災害発生時の体制等について整備し、定期的に確認しておくこと。
- (4) 特定動物の飼養者は、動物逸走時に地元市町村、猟友会、警察署、消防署等の協力が得られるように平常時から連携を図っておくこと。
- (5) 災害発生に伴い継続飼養が困難になった場合等を想定し、動物の引き受け先及び動物の搬送方法等についても検討しておくこと。
- (6) 規模の大きい特定動物飼養施設については、災害時等に備え動物逸走時対応マニュアルを策定し、迅速かつ円滑な対応が図れるようにすること。

第4 市町村に対する要請

県は災害発生に備え、市町村に対し下記の内容について要請を行う。

- 1 市町村が策定する避難計画において、指定避難所を設置する場合には、動物を同伴する被災者の受入れについても考慮し被災者と同伴動物と一緒に避難し安心が得られるよう、ペットの保管施設の整備について配慮すること。
- 2 指定避難所における同伴動物対策のルール化を図り、指定避難所を運営するためのマニュアルにその内容を盛り込むこと。
- 3 仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れについても配慮すること。
- 4 市町村は、平常時から下記内容の広報・啓発を積極的に実施し、動物の適正飼養と災害時対策の推進を図ること。
 - (1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施、(2) 動物の適正管理、(3) 飼い犬のしつけの実施、(4) 家庭動物等の糞便の適正処理、(5) 動物の習性や動物由来感染症の予防、(6) 動物の不妊・去勢手術等の実施、(7) 災害時に備えた準備と災害時の対応、(8) その他必要な項目

第 5 「動物救護対策」の体系



附則

このマニュアルは、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附則

このマニュアルは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により見直された福島県
地域防災計画及び福島県動物愛護管理推進計画に基づき改正し、平成 27 年 7 月 13 日
から施行する。

別記

○福島県地域防災計画（一般災害対策編）から抜粋

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第7 県の各部局における平常時からの業務（保健福祉部健康衛生総室の業務分掌）

14 災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

第10節 避難対策

第1 避難計画の策定

5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

7 指定避難所の整備に関する事項

(6) ペット等の保管施設

第18節 ボランティアとの連携

第4 ボランティアの種類

(9) 被災ペット救助ボランティア 健康衛生総室（公社）福島県獣医師会

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 災害応急対策の時系列行動計画

3 時系列行動計画

No.21 ペット救護（救護班、健康衛生班）

3時間以内 獣医師会等への支援要請

3日以内 動物救護対策班の設置、ペット同伴可避難所広報、
放置ペットの救護活動

1週間以内 被災ペット用シェルター設置

第2 県の活動体制（県災害対策本部）

6 県災害対策本部組織

ウ 事務局特定事務分掌（救援班）

11 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

(3) 部・班事務分掌（特定事務分掌 保健福祉部健康衛生班）

14 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

(4) 災害対策地方本部組織（保健福祉班 特定事務分掌）

12 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

第10節 避難

第3 避難の誘導

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

ケ ペット

第 15 節 防疫及び保健衛生（保健福祉部）第 7 節 動物（ペット）救護対策1 県（保健福祉部）の業務

- (1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
- (2) 保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。

第 24 節 ボランティアとの連携第 2 節 ボランティア団体等の活動10 被災ペットの救護活動○福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）から抜粋第 2 章 災害予防計画第 1 節 防災組織の整備・充実第 7 県各各局における平常時からの業務（保健福祉部健康衛生総室の業務分掌）14 災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。第 15 節 避難対策第 1 節 避難計画の策定5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項(6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援7 指定避難所の整備に関する事項(6) ペット等の保管施設第 23 節 ボランティアとの連携第 4 節 ボランティアの種類(9) 被災ペット救助ボランティア 健康衛生総室（公社）福島県獣医師会第 3 章 災害応急対策計画第 1 節 応急活動体制第 1 節 災害応急対策の時系列行動計画3 時系列行動計画No.21 ペット救護（救護班、健康衛生班）3 時間以内 獣医師会等への支援要請3 日以内 動物救護対策班の設置、ペット同伴可避難所広報、
放置ペットの救護活動1 週間以内 被災ペット用シェルター設置

第 2 節 県の活動体制（県災害対策本部）

6 県災害対策本部組織

ウ 事務局特定事務分掌（救援班）

11 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

(3) 部・班事務分掌（特定事務分掌 保健福祉部健康衛生班）

14 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

(4) 災害対策地方本部組織（保健福祉班 特定事務分掌）

12 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。

第 10 節 避難

第 3 節 避難の誘導

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

ケ ペット

第 16 節 防疫及び保健衛生（保健福祉部）

第 7 節 動物（ペット）救護対策

1 県（保健福祉部）の業務

(1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

(2) 保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。

第 26 節 ボランティアとの連携

第 2 節 ボランティア団体等の活動

10 被災ペットの救護活動